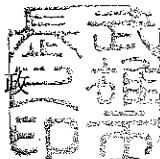


武雄北中学校校舎大規模改造工事設計業務委託について、武雄市建設関連共同企業体取扱要領に基づき認定を受けた有資格共同企業体による指名競争入札を行うので、入札参加申請及び受付の期間・方法等を次のとおり公示する。

平成28年6月24日

武雄市長 小 松



1. 設計委託業務に関する事項

- (1) 設計委託業務名： 委教委第10号
武雄北中学校校舎大規模改造工事設計業務委託
- (2) 委託業務場所： 武雄市武内町大字真手野 25956番地3
- (3) 予定履行期間： 契約締結の日から平成29年3月27日まで
- (4) 設計概要

基本設計	設計業務一式 ・実施設計（校舎棟） A=3,224 m ² 耐震補強工事、大規模改造工事（外構工事他含む） ・基本実施設計（プール更衣室・屋外便所倉庫） A=103.4 m ²
実施設計	

2. 共同企業体に関する事項

- (1) 構成員の資格要件（公示日時点において、資格要件を有するものに限る。）
- ア　すべての構成員が次の各号の要件を満たすものとする。
- ① 佐賀県内に本店を有すること。
- ② 武雄市建設工事入札参加者の資格に関する規則第3条第1項第4号の要件を備えたものであること。
- ③ 佐賀県内において建築士法（昭和25年法律第202号）第23条の規定による一級建築士事務所の登録を受けていること。
- ④ 武雄市建設工事の請負・委託契約に係る指名停止等の措置要領による指名停止を、本業務の入札参加申請書提出期限日から開札の日までの間、受けていないこと。
- イ　共同企業体の代表者は、次の要件を満たすものとする。
- ① 一級建築士が3人以上勤務していること。（公示日時点における常勤者に限る。）
- ② 元請（共同企業体の構成員としての実績は、出資比率が30%以上の場合に限る。）として平成18年4月1日以降に完了した主要な用途が学校等の用に供する建物で、1棟の延べ面積が1,500 m²以上の新築、増築、改築工事の建築設計業務の実績を有すること。
※学校等の用に供する建物とは、建築基準法別表第一（三）に定める用途に供する施設。
- ③ ②の業務における管理技術者又は意匠担当主任技術者を本業務の管理技術者として配置できること。

- ウ 共同企業体の代表者以外の構成員は、次の要件を満たすものとする。
- ① 武雄市内に本店を有するものとする。
 - ② 一級建築士が勤務していること。(公示日時点における常勤者に限る。)

(2) 構成員の数

2者とする。

(3) 出資比率

各構成員は、30%以上の出資比率であること。

(4) 代表者の要件

代表者の出資比率は、構成員中最大であること。

(5) 共同企業体の存続期間

ア 委託業務を受託した場合

受託契約の履行後3ヶ月を経過した日までとする。

イ 委託業務を受託しなかった場合

受託契約の受託者が確定した日までとする。

3. 入札参加申請書及び提出資料

- (1) 建設関連業務共同企業体入札参加資格確認申請書
 - (2) 建設関連共同企業体協定書
 - (3) 建設関連共同企業体編成表
 - (4) 一級建築士事務所登録申請書又は建築士事務所登録証明書
 - (5) 所属建築士名簿、一級建築士免許証及び所属建築士の保険証
- ※共同企業体の代表者は3名分。構成員は1名分を提出してください。
- (6) 代表者の設計業務完了実績調書
 - ※実績調書及び次に掲げるものの写しを提出してください。
 - ・建築設計業務委託契約書
 - ・建築基準法第6条第1項又は第6条の2第1項の規定による確認申請書(副)全面
 - ・建築基準法第18条第3項の規定による確認済証
 - ・図面(配置図、平面図、立面図、面積算定表)
 - (7) 配置予定技術者経歴書

} (1) ~ (3) 袋綴じ

4. 提出期限及び提出場所

- (1) 提出期限 平成28年7月1日(金) 15時まで
- (2) 提出場所 武雄市役所会計課契約検査係(武雄市武雄町大字昭和1番地1)
電話 0954-23-9240

5. 指名業者の決定

- (1) 資格確認の申請があった共同企業体について資格審査を行い、適格なものを作資格共同企業として認定する。
- (2) 有資格共同企業体の中から指名した者については、入札の通知を行う。
- (3) 指名されなかった者については、非指名通知書によりその理由を通知する。